

「エアトリCVC」ロゴマーク使用規約

令和6年2月

エアトリCVC

1. 目的

「エアトリCVC」ロゴマーク使用規約（以下「本規約」という。）は、別紙に掲げる「エアトリCVC」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定める。

2. 権利の帰属

ロゴマークに関する知的財産権は、株式会社エアトリに帰属し、ロゴマークの使用を希望する者は、本規約に従う限りで、その使用が認められるものとする。

3. ロゴマークの管理者

ロゴマークの管理者は、エアトリCVCとする。

4. ロゴマークの使用

(1) エアトリCVCの投資先

①エアトリCVCの投資先（以下「エアトリCVC投資先」という。）は、投資家、従業員又は求職者、取引先企業等のステークホルダーに対し、エアトリCVCから投資を受けている事実及びその活動等について紹介することを目的として、自社の名刺・HP・会社案内資料等にロゴマークを使用することができる。ただし、以下に掲げる用途・用法でロゴマークを使用することはできない。

(i) エアトリCVCの活動の趣旨に反するもの。

(ii) 提供する商品又はサービスの販促等を目的として、その品質を保証・担保するかのようを用いるもの、又は消費者等に対し、そのような誤解を与えるおそれのあるもの。

(iii) 法令又は公序良俗に反するもの。

(iv) ロゴマークに変形、回転、色の変更、影付け、縁取り等の加工を加えるもの。

②エアトリCVC投資先は、エアトリCVC投資先としての地位を得た日以降、下記の使用申込の手続きを経た上で、ロゴマークを無償で使用することができる。

(i) エアトリCVCから、使用申込に関する説明をうける。

(ii) 名刺、会社概要資料、ホームページ等、ロゴマークを使用する媒体について、ロゴマークを使用した媒体の掲載イメージの写しを提出する。

(iii) 名刺に使用する場合には使用者名簿を提出する。

③エアトリCVC投資先は、ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできない。

④エアトリCVC投資先は、エアトリCVC投資先としての地位を喪失した場合は、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することができない。

⑤エアトリCVC投資先は、上場等により、ロゴマークの使用を終了する場合には、エアトリCVCにその旨、理由を連絡した上で、利用を終了する。

(2) エアトリCVC投資先以外の者

①エアトリCVC投資先以外の者は、原則として、ロゴマークを使用することができない。た

だし、エアトリCVCの取組の広報を目的として報道機関等が使用する場合その他のエアトリCVCの許諾がある場合には、この限りではない。なお、4. (1) ① (i) ~ (iv) に掲げる用途・用法でロゴマークを使用することはできない。

②①に定めるエアトリCVCの許諾を得た報道機関等は、ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできない。

5. 使用状況の報告、用途・用法の改善、使用の停止、損害賠償等

- (1) エアトリCVCは、必要に応じ、ロゴマークの使用者に対して使用状況の報告を求めることができる。なお、エアトリCVC投資先が名刺にロゴマークを使用する場合は、原則として役員又は営業活動に従事する正社員に限り、使用者のリストをエアトリCVCに提出するものとする。役員・営業活動に従事する正社員以外の者への使用を希望する場合には、その旨と理由をエアトリCVCに申し出た上で、エアトリCVCが許諾可否を判断し、許諾可否を通達するものとする。
- (2) エアトリCVCは、本規約に反する使用の実態を確認した場合は、その使用者に対し、用途・用法の改善、使用の停止及び損害賠償請求等の必要な措置を取ることができる。

6. 規約の改訂

エアトリCVCは、本規約を必要に応じて、使用者等に事前の通知なく改訂することができる。

7. 解散時の扱い

エアトリCVCの解散後のロゴマークの扱いについては別に定めることができる。

以上

「エアトリCVC」ロゴマーク本規約の規定するロゴマークとは、以下を指す。



エアトリCVC